

富山市介護職場環境改善補助事業（概要）

1 目 的

介護サービス事業所（施設等）における良質な介護サービス提供への取り組みを評価し、インセンティブの仕組みを通して、介護職員のモチベーションアップと介護人材の確保、職場環境の改善等を推進することを目的とする。

2 概 要

利用者（入所者）の要介護度が改善した場合、その人数に応じて、人材確保及び職場環境改善等に要する費用に対する補助金を交付する。

3 対象及び条件

（1）サービスの種類（施設）

特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）

（2）要介護認定者

- ① 要介護1以上の者
- ② 更新認定前2ヶ月以上継続利用（入所）した者

4 算定方法等

（1）人数

要介護度が改善した者の数が、前年度に認定（更新・区分変更）を受けた要介護者の人数の4%を超えた場合、その人数に応じて補助金額を算定する。（上限20%）

（2）補助単価 5万円／人

（算定例）

- ・特別養護老人ホーム（定員100人）
 - ・介護認定の更新・区分変更を受けた人数・・・50人
（うち更新認定までに継続2ヶ月未満の利用者1人・対象：50－1＝49人）
- 要介護度が改善した人数10人であった場合**



補助金額＝5万円×8人（10人－※2人）＝40万円

※認定の更新者数の4%（49人の場合、1.96人→2人）を超えた人数

（3）補助対象経費等

職員（内定者を含む）の資格取得支援、介護負担の軽減、職場環境の改善及び福利厚生の実施等に資する経費

Q & A

Q 1 補助の対象となる介護施設や介護サービスは？

A 1 特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）です。

Q 2 介護予防（要支援1・2）の方も対象ですか？

A 2 要介護1以上の方が対象です。ただし、要介護の方が更新又は区分変更の結果、要支援となられた場合は対象となります。

Q 3 いつからいつまで入所・入居またはサービスを受けている方が対象ですか？

A 3 補助金交付申請日の属する年の前年度（1年間）に、要介護認定の更新又は区分変更を受けた方で、認定更新日の2ヶ月前から引き続き、入所・入居またはサービスを受けている方になります。

Q 4 第2号被保険者は対象ですか？

A 4 対象外とします。

Q 5 更新前の有効期限が令和5年3月31日（有効期間の開始が令和5年4月1日）の方は算定の対象となりますか？

A 5 令和5年度の算定において対象となる方は、更新等の有効期間の開始日が令和5年3月31日までの方となります。事例の方は令和6年度に算定対象となります。

Q 6 一度補助の対象となった者の介護度がさらに改善された場合は対象となりますか。

Q 6 補助の対象は、一人一回とさせていただきます。

Q 7 住所地特例（他市町村等が保険者）の方も対象となりますか？

A 7 富山市の被保険者のみ対象とします。

Q 8 補助の対象となる事業経費は？

A 8 介護職場の環境が改善（人材の確保、資格取得支援、労働環境の改善、福利厚生等）に資するものであれば特に制限は設けませんが、社会通念上補助事業としてふさわしくない費用（飲食費等）は対象外とします。
また、賃金等の上乗せや報償金等の名目での支給も対象外です。

Q 9 補助金の交付申請スケジュールは？

A 9 別紙1「補助金交付申請スケジュール（例）」をご参照ください。

Q10 補助事業の内容を広報等に使用しますか？

A10 優れた取組や他事業所への参考となるものについては積極的に広報します。

Q11 実績報告書はいつ提出するのですか？

Q11 事業の効果を検証する期間（おおむね3ヶ月）後に提出してください。
事業の実施が年度末に行われ、その効果の検証が翌年度になる場合であっても、検証を確実に行っていただき、報告書を提出してください。

別紙 1

補助金交付申請スケジュール(例)

○基本的なパターン

月	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3
			対象者	(1年以内)								
			・入所 6/1		(継続6ヶ月)			○認定更新 申請	○認定更新			

月	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
								交付申請	事業計画確認 決定通知	事業開始		☆ 確定、振込
											実績報告	

- ① 令和4年6月1日 入所
- ② 令和4年11月1日 認定更新申請
- ③ 令和4年12月1日 認定更新(要介護3→要介護2) ※令和4年6月1日から6ヶ月間利用
- ④ 令和5年11月 補助金交付申請
※対象者：補助金交付申請日の属する年度の前年度に認定の更新を行った第1号被保険者(R4.4~R5.3)
- ⑤ 令和5年12月 事業計画の審査、補助金交付決定通知
- ⑥ 令和6年1月~令和6年2月 補助対象事業の実施、効果の検証
- ⑦ 令和6年2月末 実績報告書
- ⑧ 令和6年3月 確定通知、補助金振込